

白灯油単価購入契約書（案）

白灯油の購入について 発注者「福島県」を甲とし、受注者「 」を乙として、次の条項に定めるところにより契約を締結する。

（給付の内容等）

第1条 この契約の内容は次のとおりとする。

（1）品名、予定数量及び契約単価

品 名	予定数量（リットル）	契約単価（円）
白灯油	41,000	円

※ 契約単価には、消費税及び地方消費税は含まない。

（2）契約期間

令和3年11月22日 ～ 令和4年3月31日

（3）納入場所及び納入方法

福島県立安積黎明高等学校が指定する場所

（4）契約保証金

契約単価×1.10×予定数量の100分の5以上

（ただし、福島県財務規則第229条第1項の各号いずれかに該当する場合は免除する。）

（納入の通知）

第2条 甲の給油の申込みは、その都度給油伝票を受注者に交付することによって行うものとする。

2 乙は、前項による書面の交付を受けたときは、その内容を確認し、これと引換えに給油しなければならない。

3 第2項によらないで行った給油の結果、損害が生じても、乙はその損害について甲に賠償を請求することができない。

（検査及び引渡し）

第3条 甲はその給油に対して必要と認めたときは、規格品質等の検査をすることができるものとし、その検査に要する費用は乙が負担する。

（不合格品の引取り又は取替え等）

第4条 甲が検査の結果不合格と認めた物品については、乙は、自己の費用をもって引取り、かつ、納期限内又は甲の指定する期日までに取替えをし、又は補充をしなければならない。

当該取替又は、補充後の物品にかかる納入及び検査については、前2条の規定を準用する。

（保証責任）

第5条 乙は、物品を引き渡した後、乙の責めに帰すべき事由による物品契約条件との相違又は引渡前の原因によって生じた物品の品質不良、数量不足、変質その他の瑕疵につき補てんの責めに任ずるものとし、かつ、乙は代金の納入、瑕疵の補修若しくは代金の減額のいずれか、又は、代品の納入若しくは瑕疵の補修及び代金の減額につき甲から請求があるときは、これに応ずるものとする。

（代金の支払）

第6条 甲は、乙の適法な請求書を受理した日から30日以内に完納物品の代金を支払うものとする。

2 前項の支払請求書は、契約単価に数量を乗じて得た額の合計額に、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72号の82及び第72条の83の規定に基づき100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、消費税等の加算金額に円単位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 乙は、毎月の給油実績をとりまとめて、納品書と給油の月日及び数量を明示した給油明細書を月末に、また、第1項の支払請求書を翌月の10日までに甲に提出しなければならない。

（予定数量の取扱）

第7条 当該契約期間中、予定数量に満たなくても残数量については、期間満了日をもって打ち切るも

のとし、また、予定数量を超えても同一単価により購入できるものとする。

(有償延期及び遅延利息)

第8条 乙の責めに帰すべき事由により、期限内に物品の納入見込みがないときは、乙はその事由を付した書面をもって甲に納入の延長を申し出なければならない。

2 前項の場合において、期限後相当の期日内に納入が完了する見込みがあるときは、甲は乙から遅延利息を徴収することを条件として納入期限を延長することができる。

3 甲は、前項の規定により納入期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに当該納入期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。

4 第2項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じて納入未済相当額に年2.5%の割合で計算した額(当該額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額を切り捨てる)とする。

5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。

(天災地変、不可抗力等による無償延期等)

第9条 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことのできない事由により、期限内(分納の期日を定めたときはその期日まで)に物品を納入することができないときは、乙は甲に対し、速やかにその事由を詳記して、納入期限の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申し出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第11条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

(甲の解除権)

第10条 甲は、次の各号の一に該当するときは、いつでも契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙が納期内に物品の持込みを終わらないとき。

二 乙が納期内に明らかに物品を納入することができないと認められるとき。

三 乙が解除を申し出たとき。

四 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。

五 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関与を有していると認められるとき。

ヘ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

六 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

- 一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
 - 二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第7条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第1項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.5%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（契約の変更等）

- 第12条 甲が必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。
- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙が協議して定めるものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

- 第13条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（談合による損害賠償）

- 第14条 甲は、この契約に関し乙が次の各号の一に該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、支払済金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。
- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条第1項の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（遅延利息等の相殺）

- 第15条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを物品の代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。
- 2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。
- 3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(契約外の事項)

第16条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲と乙が協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第17条 前条に規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書2通を作り、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年 月 日

甲 住 所 福島県郡山市長者二丁目3番3号
氏 名 福 島 県
福島県立安積黎明高等学校長 湯田 重哉

乙 住 所
氏 名